

学研合同会議	平成16年3月23日了承
科所長会議	平成19年11月13日了承
科長会議	平成21年1月27日了承
科所長会議	平成23年7月26日了承
科所長会議	平成25年9月3日了承
科所長会議	平成27年3月10日了承
科所長会議	平成29年2月21日了承
科所長会議	平成31年3月12日了承

部局長等との会議に関する総長覚書

国立大学法人東京大学においては、教育研究事業の現場の活力を最大限に生かしつつ、総長のリーダーシップの下に大学としての一体的な運営を図るため、総長・理事と部局長等との会議を、以下のように、開催するものとする。

(1) 研究科長・学部長・研究所長合同会議（略称 科所長会議）

研究科長、学部長及び情報学環長（学際情報学府長）（以下「科長等」という。）、研究所長（以下「所長」という。）並びに総長、理事及び総長の指名する副学長が出席する。

科長等及び所長の指名する教授又は准教授の代理出席を認める。

公共政策学連携研究部長（公共政策学教育部長）、医学部附属病院長、附属図書館長及び情報基盤センター長並びに学内共同教育研究施設、学際融合研究施設及び全国共同利用施設（※）（情報基盤センターを除く。）の長のうちから2名以内をオブザーバーとして出席を認める。

本会議の議事は、下記の通りとする。

- ①科長等及び所長が、それぞれ研究科・学部・研究所等の運営及び教育研究に関する事項について、総長・理事に報告する。
- ②総長・理事が、全学に関する重要事項について、科長等及び所長の意見を聞く。
- ③以上のほか、本学の教育研究等に関する情報と意見を交換する。

司会は、総長又は総長の指名する理事である副学長が行う。

休業期間を除き、原則として、隔週に1回開催する。

議事録は作成しない。

(2) 研究科長・学部長会議（略称 科長会議）

科長等並びに総長、理事及び総長の指名する副学長が出席する。

科長等の指名する教授又は准教授の代理出席を認める。

公共政策学連携研究部長（公共政策学教育部長）のオブザーバーとしての出席を認める。

本会議の議事は、下記の通りとする。

①科長等が、それぞれの研究科・学部等の運営及び教育研究に関する事項について、総長・理事に報告する。

②総長・理事が、全学に関する事項について、科長等の意見を聞く。

③以上のほか、本学の教育研究等に関する情報と意見を交換する。

司会は、総長又は総長の指名する理事である副学長が行う。

必要な場合に、開催する。

議事録は作成しない。

(3) 研究所長会議（略称 所長会議）

所長並びに総長、理事及び総長の指名する副学長が出席する。

所長の指名する教授又は准教授の代理出席を認める。

本会議の議事は、下記の通りとする。

①所長が、それぞれの研究所等の運営及び教育研究に関する事項について、総長・理事に報告する。

②総長・理事が、全学に関する事項について、所長の意見を聞く。

③以上のほか、本学の教育研究等に関する情報と意見を交換する。

司会は、総長又は総長の指名する理事である副学長が行う。

必要な場合に、開催する。

議事録は作成しない。

(4) センター長会議

東京大学基本組織規則第3章にいう附属図書館、文書館、学内共同教育研究施設、学際融合研究施設及び全国共同利用施設（※）の長（以下「センター長等」という。）並びに総長、理事及び総長の指名する副学長が出席する。

センター長等の指名する教授又は准教授の代理出席を認める。

本会議の議事は、下記の通りとする。

①センター長等が、それぞれのセンター等の運営及び教育研究に関する事項について、総長・理事に報告する。

②以上のほか、本学の教育研究等に関する情報と意見を交換する。
司会は、総長又は総長の指名する理事である副学長が行う。
原則として、年2回程度開催する。
議事録は作成しない。

(5) この覚書は、平成31年4月1日から適用する。

※この覚書の施行の日から平成33年3月31日までの間において、「及び全国共同利用施設」とあるのは、「、全国共同利用施設及び東京大学基本組織規則の一部を改正する規則（平成30年4月26日東大規則第3号）附則別表に掲げる全学センター」とする。